

公益財団法人沖縄県建設技術センター情報公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人沖縄県建設技術センター（以下「センター」という。）の保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「文書等」とは、センターの役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、センターが保有しているものをいう。ただし、センターにおいて一般の利用に供することを目的として管理されているもの及び書籍その他の不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものを除く。

(解釈及び運用)

第3条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱の解釈及び運用に当たっては、原則開示の趣旨を尊重するものとする。この場合において、理事長は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をするものとする。

(適正使用)

第4条 この要綱に定めるところにより文書等の開示申出者は、開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

(開示の申出ができるもの)

第5条 何人も、この要綱の定めるところにより、理事長に対し、文書等の開示を申し出ることができる。

(開示の申出の手続)

第6条 前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書等開示申出書（様式 沖セ情-1。以下「開示申出書」という。）を理事長に提出するものとする。

- (1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名
- (2) 文書等の名称その他の開示申出に係る文書等を特定するに足りる事項
- (3) その他理事長が定める事項

2 理事長は、開示申出書の形式上の不備があると認めるときは、当該開示申出書を提出した者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、理事長は、当該開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めるものとする。

(文書等の開示)

第7条 理事長は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示するものとする。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員又は公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員の職及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該役職員又は公務員の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体並びにセンターを除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) センター、国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) センター、国及び地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げる当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は除く。

ア 検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、センター、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

ウ 調査研究に関する事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第8条 理事長は、開示申出に係る文書等の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示申出に係る文書等に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(文書等の存否に関する情報)

第9条 当該開示申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、理事長は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第10条 理事長は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面(全部開示の場合は様式 沖セ情-2、一部開示の場合様式 沖セ情-3)により通知するものとする。

2 理事長は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書等を保有していないときを含む。)は、開示申出者に対し、その旨を書面(開示しない場合は様式 沖セ情-4、文書等の存否を明らかにしないで開示をしない場合は様式 沖セ情-5、保有していない場合は様式 沖セ情-6)により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第11条 前条各号の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から起算して15日以内にするものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、開示申出者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を文書等開示決定等期間延長通知書(様式 沖セ情-7)により通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 開示申出に係る文書等にセンター、国、地方公共団体及び開示申出者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、理事長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他の事項を意見照会書(様式 沖セ情-8。以下「意見照会書」という。)により通知して、意見書(様

式 沖セ情-9。以下「意見書」という。)を提出する機会を与えることができる。

- 2 理事長は、第三者に関する情報が記録されている文書等を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、意見照会書により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 理事長は、前2項の規定により意見書の提出を求められた第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において理事長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書等を開示決定した旨の通知書(様式 沖セ情-10)により通知するものとする。

(開示の実施)

第13条 文書等の開示は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して理事長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による文書等の開示にあつては、理事長は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の制度との調整)

第14条 理事長は、他の法令等の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる文書等については、当該同一の方法による開示を行わないものとする。

(費用負担)

第15条 第5条の規定による申出をして、文書等(第13条ただし書の規定による文書等の写しを含む。)の写しの交付を受ける者は、沖縄県情報公開条例第19条の規定により知事が定める費用負担を準用し、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(異議の申出)

第16条 開示決定等について不服がある開示申出者及び反対意見書を提出した第三者は、理事長に対して書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

- 2 前項の異議申出は、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申出書(様式 沖セ情-11)を提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の異議申出があった場合は、前項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるときを除き、当該異議申出となった開示決定等について再度検討を行った上で、当該異議申出をした者に対し、異議申出回答書(様式 沖セ情-12)により回答するものとする。
- 4 第12条第3項の規定は、次の各号に該当する通知をする場合に準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの異議の申出を認めないとする通知

(2) 異議の申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る文書等を開示する旨の通知（第三者が当該文書等の反対の意思を表示した意見書を提出している場合に限る）

(情報提供の推進)

第17条 理事長は、その保有する情報が迅速に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

(文書等の管理)

第18条 理事長は、この要綱の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月29日から施行する。（題名及び本則中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。）

附 則

この要綱は、公益認定を受け、名称変更の登記の日から施行する。（題名及び本則中「一般財団法人」を「公益財団法人」に改める。）